

日 時：平成29年11月29日（水）13:31～16:01

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第85回議事録

水産政策審議会第85回資源管理分科会

1 開 会

日 時：平成29年11月29日（水）13:31～16:01

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 亀谷 寿朗 嘉山 定晃 田中 栄次 東村 玲子
柳内 克之 山川 卓 山本 勇

特別委員 井本 慶子 小杉 和美 近藤 直美 白石 嘉男 菅原 美徳
津田 幸喜 東岡 保 船本 源司 三國 優 柳川 延之
山内 愛子 山下 久弥 若狭 信幸

3 水産庁側出席者

山口水産庁次長 保科増殖推進部長 藤田企画課長 矢花政策統括官付参事官
黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 高瀬漁場資源課長 久保寺資源管理推進室長
中奥内水面漁業振興室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第290号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき基本計画の検討等について	2
諮問第291号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について	15
諮問第292号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について	18
【審議事項】	
資源管理指針の一部改正について	21
【報告事項】	
(1) 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	22
(2) 太平洋クロマグロの管理の方向性について	22
(3) 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	30
(4) 指定養殖業の許可の状況について	32
(5) 水産改革の検討の方向性について	33
【その他】	
3 閉 会	

○資源管理推進室長 予定の時刻となりましたので、ただ今から第85回資源管理分科会を開催させていただきます。

あいにく管理課長が国会の業務で外しておりますので、今日事務局を務めます資源管理推進室長の久保寺と申します。よろしくお願いたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられませんので、大変恐縮ですが御発言の際はマイクをお持ちしますので、挙手をいただければと思います。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は16名中13名の方が出席をされております。

では、次に資料配布の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中に資料がございますが、ちょっと見ていただきまして、まず議事次第がございます。その後に資料の一覧がございます。資料1、名簿、資料2、TACの基本計画のちょっと分厚いものですね。それから資料2-1から2-6がそれぞれTACの資料でございます。それから、資料2-7がTAEの資料、漁獲努力漁制度の資料になってございます。それから、資料3は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部の改正について、資料4が、中型さけ・ますの流し網の公示についてのそれぞれの諮問でございます。それから資料5、資源管理指針の一部改正の概要、それから5-1、5-2と資源管理指針関係の資料が添付しております。

それから資料6 指定漁業の許可及び起業の認可の状況、資料7クロマグロの管理の方向性、資料8 漁業構造改革操業対策事業の進捗、資料9 指定養殖業の許可と、かなり盛りだくさんでございますが資料を添付しております。もし不足等ございましたら、また追加させていただきますので、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、カメラはないようですが、報道陣のカメラの方はここまでとさせていただきます。

それでは、議事の方を山川分科会長の方によろしくお願いたします。

○山川分科会長 本日は、皆様、御多用のところお集まりくださりましてありがとうございます。では、早速ですけれども、座って失礼させていただきます。

まず、議事に入ります前に、今回初めての御出席となります特別委員の方々を御紹介いたします。

小杉和美特別委員です。

○小杉特別委員 よろしくお願いたします。

○山川分科会長 柳川延之特別委員です。

○柳川特別委員 柳川です。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 山内愛子特別委員です。

○山内特別委員 山内でございます。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 それでは時間もありませんので、早速議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が3件、それから審議事項が1件、報告事項が5件でございます。このように本日は御検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず諮問事項の第290号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですけれども、御検討いただく内容が29年漁期、今漁期でありますけれども、マイワシTACの改定と、それから30年漁期、来漁期のマアジ、マイワシの島嶼国TACの設定、及び30年のTAEの設定に分かれております。一つ一つ進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、29年漁期のマイワシTACの改定について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。まず、資料2を御覧ください。

資料2が先ほど申しました基本計画になってございまして、基本的に29年のTAC、それから30年の新しいTAC、それからTAE、これ全部この計画に入っております。この大部の資料を個々に説明するのもあれですので、項目ごとに別の資料で簡単に説明させていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水漁第2320号

平成29年11月29日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第290号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7条の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項にお

いて準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

引き続きまして、29年度のイワシのTACの変更について御説明をさせていただきます。

まず、資料の2-1を御覧いただきたいと思います。ごめんなさい、その前にこの基本計画、今10月26日からパブリックコメントをしてみました。今のところ、30日経ちまして特段の意見はございませんけれども、マアジ及びマイワシの30年漁期のTAC、新しいTACですね。これについては、10月24日に東京において公開の意見交換会を開催しました。その場で、後ほど説明いたしますけれども、留保枠の再配分についてはより迅速な再配分が可能となるようプロセスの見直しを求めるといった意見が出されましたので、御紹介させていただきます。

それでは、29年漁期のマイワシTACの配分の変更について御説明をさせていただきます。資料2-1の1枚めくっていただきまして裏の表を御覧いただきたいと思います。オレンジのマークがついている点が今回の変更でございます。

漁場形成の偏りへの対応も念頭に置きながら、留保の中から段階的に必要に応じて配分していくという方針でございまして、5月の水産政策審議会で全まき分、それから三重県、長崎県について追加配分を行いました。今回は、三重県から9月までの漁獲状況を踏まえ、追加配分の要望がございました。同県の9月までの消化率を過去5年の漁獲の5中3の平均から算出したしまして、これに基づく計算された年間の漁獲見込み量と配分との差、具体的に言いますと1.2万トンですけれども、これを留保枠から再配分することとしたいと思っております。これを受けまして、三重県の配分量は5.1万トンから6.3万トンに改定するというところでございます。

三重県は資源量が多い太平洋系群を漁獲しております。再評価においてマイワシのABCは減少いたしました。具体的に言いますと85.6万トンから79.6万トン、うち太平洋系群は73.5万トンから71.2万トンに減少したんですが、追加配分と合わせまして、この留保枠の残枠内に今回の配分は収まっているということを御紹介させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。特に御発言ございませんようでしたら、29年漁期のマイワシTACの期中改定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に30年の漁期のマアジ・マイワシのTACの設定と30年のTAEの設定について御議論いただきますけれども、初めにこれらの魚種の資源状況について事務局より説明を行っていただき、御質問を受けた後に30年TACの設定のポイントとTACの設定について一つ一つ審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、事務局から資源状況に関する資料の説明をよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の高瀬です。よろしくお願ひいたします。ちょっと座って説明させていただきます。

マアジ・マイワシの御説明の前に、まず29年度の資源評価結果について御説明させていただきます。

お手元の資料の2-4を御覧ください。

水産庁では、水産資源の適切な保存及び管理のため、水産研究教育機構等への委託により、毎年50魚種、84系群について、その資源水準等を評価してきているところでもあります。これらのうち現在、資源評価中のマサバ、ゴマサバ、ホッケの一部系群、それからスルメイカを除いた78系群の資源評価結果について、ブロック資源評価会議における外部有識者や都道府県の水産試験研究機関等の関係者の議論を経て取りまとめが行われ、11月17日に水産庁ホームページ等にて公表されました。

なお、資源評価の透明性を確保するため、ブロック資源評価会議は公開で開催し、評価結果についてパブリックコメントを実施するなどしております。

資源評価結果の概要を2ページに記載しておりますが、78系群のうち資源水準が高位のものが13系群、中位のものが28系群、低位のものが37系群でした。このうちTACが設定されている6魚種、15系群については、高位のものが1系群、中位のものが10系群、低位のものが4系群でした。これらの数字は、全体としては昨年とほぼ同様です。

我が国周辺水域の水産資源は、高位または中位水準にあるものが約半数を占めておりますが、残りの約半数については依然として低水準にとどまっております。今後も資源管理のための取組を的確に行っていくことが重要であると考えております。

それでは、マアジの資源状況について御説明します。資料2-4の3ページをお開きください。ここにマアジの系群別の資源状況をまとめております。

まず、マアジの太平洋系群につきましては、現在の資源量が4万トンであり、資源水準及び動向は低位減少であります。親魚量はBlimit2.4万トンに対して2万トンであり、現在の親魚量はBlimitを下回っている状況です。

ABCですが、2018年については、親魚量の回復が期待できる漁獲水準として、7,500トンから9,200トンを提示しております。

次に、マアジの対馬暖流系群ですが、現在の資源量は46.5万トンでありまして、太平洋系群に比べてかなり大きな量となっております。

資源水準動向は中位増加傾向でございます。親魚量はBlimit15万トンに対し22万トンであり、Blimitを上回っている状況です。2018年のABCとしては14.5万トンから23.1万トンを提示しております。

次に、マイワシの資源状況を説明させていただきます。マイワシの太平洋系群でございますが、同じ3ページの右側の方にあります。現在の資源量が211.7万トン、資源水準動向は中位増加傾向であります。親魚量はBlimit22.1万トンに対して89万トンとBlimitを上回っている状況です。2018年のABCとして40万トンから70.4万トンを提示させていただいております。

同じマイワシの対馬暖流系群ですが、こちらは資源量が27.3万トンと太平洋系群に比べると小さい量になっております。資源水準動向は中位横ばいであります。親魚量はBlimit10万トンに対して15.3万トンと、太平洋系群同様Blimitを上回っております。ABCについては5.7万トンから9.6万トンを提示させていただいております。

説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のマアジ・マイワシの資源状況に関する説明について、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

TACの設定につきましては、後ほどよろしくお願いたします。

資源状況につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら。

東村委員。

○東村委員 東村です。

ちょっとマアジ・マイワシとは違う資源のことをお聞きしてもよろしいでしょうか。この資源評価をもとになんですけれども。

○山川分科会長 はい。

○東村委員 TAC対象魚種でスケトウダラがまだ低位のものが多いようなんですけれども、TACをかなり絞ってずっと設定していると思うんですが、何かほかの要因が考えられるものなのでしょうか。それと何か上を向くような兆しみみたいなものはないんでしょうかという質問です。

あともう一つは、TAC以外の魚種でやはり低位のものがかなり目立つんですけれども、このあたりに対して何か今後方策をお考えでしょうかということです。お願いたします。

○山川分科会長 低位の資源のことにつきまして、高瀬漁場資源課長、よろしくお願いたします。

○漁場資源課長 特にスケトウダラについての御指摘があったかと思えます。これはいろいろな原因が考えられるんだと思えますけれども、漁獲が過剰ではないかとか、あるいはそれだけではなくて漁場環境全体がその原因になっているのではないかといろいろな原因があると思えます。資源が上向く、これはスケトウダラだけではありませんけれども、資源を回復させていくために基本計画の中でも記述させていただいておりますけれども、資源管理目標というものをきっちり作って長期的に資源を確実に回復させるということで数量管理なども強化して行って、資源管理を充実させていくということが肝要であるというふうに考えております。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

柳川委員。

○柳川特別委員 柳川です。

今のスケトウダラの件に関しまして、先ほど冒頭に久保寺室長からお話しありましたけれども、各ブロック会議で評価を公開でやられているんですけれども、特に日本海のスケトウダラについては私も現地に行っていますけれども、現地の資源評価会議で、特に日本海のスケトウダラに関しては水研さんの意見と北海道の道総研さんの考えとが違っていると、これは2年続けて違って

いるんですけれども、その中で一応資源評価会議ではこの数字で落ち着きましょうということでも、落ち着いているんですけれども、ちょっときのうの広調委でもありましたけれども、要は現場の方は、日本海のスケトウダラ、先ほど東村先生言っていましたけれども、日本海は特にいろいろなことで頑張っている中で資源がふえているという実感が特に強くて、その割に出てきた結果が、今年は200トンぐらいしかふえないという再評価ですけれども、という結果になっていますけれども、その辺のコンセンサスというものがいいのかわからないですけれども、非常に現場との感覚がずれているというのは現場の方の考えで、その中である程度時間がない中で日本海のスケトウダラは今年のABCはこうだよというようなことで、再評価してもこんなものだよということで決められているという結果なので、結果的に北海道の日本海の漁業者は、あんまり日本海のスケトウダラの資源評価さんに対して非常に違和感を持っているというところがあって、その中で今回の再評価で非常に今年の再評価を期待している、期首見直しができるぐらいのイメージを持っていた中で、結果的に今回は見送られているというのはパブリックコメントも出ていないですけれども、200トンだけ増えたから出ないものなのか、その辺の基準があるのかわからないところもあるんですけれども、現状とすればそんな中で決まっているということなので、その辺ももう少し、事前に研究者同士の意見交換はやっているはずなんですけれども、その中でも最終的に公表されている会議ではまとまらなかった結果、こういうふうになっているということなので、その辺を理解していただきたいなと思うんですけれども。

○山川分科会長 高瀬漁場資源課長、何かございますでしょうか。

○漁場資源課長 それでは、柳川委員おっしゃったスケトウダラの日本海北部系群について少し経緯を御説明しますと、直近での資源尾数、それから漁獲係数について利用可能な情報ということも限りがあるという中で、資源評価では一定の仮定を置いた上で推定をせざるを得ないということでありまして、スケトウダラにつきましては、近年は漁業の操業パターンに変化が見られたということで、直近年の漁獲係数の推定が特に難しいというような状況にあります。

この中で道総研さんでは、直近年の漁獲係数というのを、道総研さんの方で非常に現場も近いということでもいろいろな経験なり知見なりをお持ちなので、その蓄積された知見や経験に基づく手法により推定をしたということです。

一方、北水研の方では、できるだけ客観的な結果が得られる手法を追求したということで、直近年の漁獲係数を統計学的方法を導入するというで推定したと、そういう推定方法の違いによってそのような違いが生じているというふうに承知しております。

これが今時点でどちらが正しいかということ判断するのは非常に難しいということで、今後のデータの蓄積を待つしかないということなんです、またブロック会議の会場で有識者の方々からもコメントいただきまして、現時点ではなかなか甲乙がつけがたいと、優劣の判断というのは難しいですというふうなコメントもいただいております。

他方で、今年度の資源評価としては、どちらかのやり方を選ぶ必要があるということで、年齢別漁獲尾数と資源尾数との間に差は見られるんですけれども、直近年の漁獲係数の推定が難しくなっている中では、他業種においても利用されつつある統計学的方法を導入した北水研さんの

方の案が今年度の資源評価として最終的に議場の判断で採択されたという、これが経緯でございます。

このような見解の相違があらわれたときに無理やり一致させるのがいいかどうかという基本的な問題というのはありまして、私どもも敢えてそういうことは今回はしなかったということで、お互いそういうのは切磋琢磨して資源水系の精度を高めていっていただくということが今後は重要だというふうには考えております。

御説明としては以上です。

○山川分科会長 スケトウダラにつきましては、今回の直接の議題ということではございませんで、また後ほど別途スケトウダラのTAC等につきまして議論をいただく機会があると思しますので、またそのときに詳しく御議論いただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかにマアジ・マイワシの資源状況に関する説明につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

では、続きまして、30年TAC設定のポイントと30年漁期のマアジのTACについて、事務局から説明をよろしく願いいたします。

なお、マイワシのTACにつきましては、マアジの後に御議論いただきます。よろしく願いします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資料の2-2を御覧ください。平成30年の漁獲可能量、TACの設定のポイントでございます。

毎年毎年新しいシーズンが始まる前に基本的な考え方をこのように表させていただいております。それから、資料2-3というのは変わっているところを色分けしてありますけれども、総括表ですのでちょっとこれは省略をさせていただきます、資料2-5を御覧いただきたいと思っております。

マアジのTACの設定案についてでございます。中期管理方針に、中ほどに書いてございますけれども、太平洋系群については資源が減少傾向にあることから減少に歯止めをかけること、これを基本方向として管理を行うと。それから、対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持、もしくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うということで方針が示されております。

その下段が具体的な資源評価の結果をどうとるかということでございます。中期管理方針に合致する漁獲シナリオの中で太平洋系群、具体的に言うと②ですけれども、資源量の増大というシナリオ、それから、対馬暖流系群については③ですけれども、これも親魚量の維持、親魚量の増大ですね、親魚量維持のシナリオを採用することといたしました。

これに基づき算定されたABCは、太平洋系群が9,200トン、0.92万トンですね。それから、対馬暖流系群については23万1,000トンということになります。対馬暖流系群については韓国と

の跨り資源ですので、韓国の直近5年間の漁獲量2万3,000トン、これを差し引きまして20万8,000トンが日本のTACの算定のベースになるということでございます。

両系群のABCを合計した21万7,200トン、これを30年漁期のTAC案といたしました。さらに配分について3ページを御覧ください。

今回、TACの2割を留保枠として当初配分を8割といたしました。大中型まき網及び都道府県への配分は、前回の水産政策審議会資源管理分科会でお示ししました「TACの配分シェアの見直しについて」に基づいて行いました。今回見直しの時期にかかっておりますので見直しをいたしました。来遊状況に応じ、不測が生じた場合には留保枠から配分いたします。また、再評価の前に全ての留保枠を放出することはせず、少なくとも留保枠の2割程度を残すということにしたいと考えております。

また、資源量が少ない系群、対馬暖流系群を漁獲している都道府県への再配分については、ごめんなさい、太平洋ですね、配分量の総計については、留保枠に占める当該系群相当量以内として、この場においても再評価前は少なくとも2割は残すことというふうに留意をいたしました。

以上を踏まえて、4ページに具体的な配分の数字を示しております。

マアジに関する御説明は以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただ今のマアジのTACにつきましての御説明について、何か御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

近藤委員。

○近藤特別委員 対馬系群のマアジは中国、韓国でも漁獲されていますが、これらの国の漁獲について国際的な管理がなされないままの状況です。また、私たち大中型まき網漁業を取り巻く環境は、本来サバ操業が主体となり、韓国水域に昨年7月以降ずっと入域できない状態にあり、さらに東シナ海中央部の日中暫定水域では、特にサバ操業において中国漁船と競合が激しい状態にあります。

このため、私たちは外国漁船との競合が少ないアジ操業への移動を高めざるを得ないのが実態です。全体としてTACの円滑な管理のために留保枠が必要であることは理解しています。また、外国漁業の問題と国内の資源管理は区別して考えられていることも承知しています。

しかし、外国漁業という不安定な問題を抱えている海域の漁業者にとって、留保枠の設定による当初配分量の削減が経営の足かせにならないよう、特に周りの留保枠については現状を十分御理解いただき、柔軟な運用をお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 留保枠の運用につきましてですけれども、久保寺資源管理推進室長、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 まき網の皆さんのみならず、沿岸の皆様につきましてもTACの管理に御尽力いただきまして大変ありがとうございます。

マアジについては、今御指摘があったように、非常に跨り資源として大事な管理をしていか

なければいけません。サバと違ってほとんど9割以上が日本側でとっているという特殊事情もございますし、非常に大事な資源ですので皆さん大事にとっていただいているという認識でございます。

留保枠については、御指摘の点を踏まえて適切に運用するように今後とも皆さんと御相談しながらきちんと運用してまいります。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、御発言特にございませでしたら、マアジの30年漁期TACについては、原案のとおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、30年漁期のマイワシのTACにつきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。引き続きまして、資料の2-6を御覧ください。

マイワシについて、中期管理方針においては、太平洋系群について海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性が高いということです。海洋環境や資源の動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持、可能な場合には増大と、これを基本方針として管理を行うものとする。それから、対馬暖流系群については、やはり同じように大韓民国及び中華人民共和国と我が国の水域に跨がって分布し、これらの国においても採捕が行われることから、関係国と協調した管理に向けて取組をしつつ、資源を維持、もしくは増大することを基本に我が国水系の来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うということにしております。

また、下段の表が資源評価の結果をもとにどのような管理をするのかという選択肢でございます。太平洋系群については③の親魚量の維持ということで、これをとりますと70万4,000トン、それから、同じく対馬暖流系群についても親魚量の維持というシナリオで9.6万トンということで、この2つのABCを合計したものが80万トンとなります。これを30年漁期のTAC案といたしております。

続きまして、配分の考え方を2ページに示しました。マアジと同様、TACの2割を留保枠とし、当初配分を8割といたしました。大中型まき網及び都道府県の配分については、マアジと同じようにこの8割の中で配分させていただくということでございます。それを踏まえて、具体的な配分数字が3ページにございます。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら。

柳内委員、よろしく申し上げます。

○柳内委員 柳内でございます。マイワシの資源についてなんです、一般紙等でも報道されていますとおり、本年は太平洋を中心にマイワシの漁獲量が極めて好調なところです。全国の10月末の累計の水揚量でも対前年で1.4倍、そのうち大中まきだけをとらまえると1.6倍とふえており

ます。特に北海道沖合道東のまき網操業なんかでは魚群が極めて濃密な状況で、魚群の中心を外して、皆さん、漁業者は端の方を操業していくような状況が続いておりました。

過去の漁獲量の推移を見てみましても、26年から27年にかけてもやはり4割増し、5割増し、27年から28年にかけても毎年のように漁獲量が4割増し、5割増しで増えていく中、今、御説明いただきましたABCの推移が80万トンほどで横ばいで続いていると。多くの漁業者が今感じているのは、このマイワシの資源評価について、ちょっと漁獲の実情から大きく乖離している度合いが大きいんじゃないかなと思っております。今後もTAC、ABC等の資源評価の見直し等の可能性はあるわけなんですけど、ぜひ適切な時期に最新の漁獲状況などの情報を反映させた資源の再評価をお願いしたいなと思っております。

ちなみに、なぜABCは増えないのかなというところもより詳しく御説明いただけると助かります。

○山川分科会長 では、まず高瀬漁場資源課長、よろしく願いいたします。

○漁場資源課長 なぜ増えないのかということは、直接的にお答えするのは非常に難しいんですけども、幾つかのシナリオを設定して、将来的に今の中位水準のRPS中央値ですから、再生産が維持されるようにABCを設定しようとする今のような数字になるというような説明になるんですけども、おっしゃるように感覚としてなかなかしっくりこないということもあろうかと思っておりますので、その資源評価の精度を上げていくという努力は今後もしていかなければいけないとは思いますが、今のやり方ではこれが最良といいますか、一番いい最良の科学的な根拠に基づいたABCであるということを申し上げておきたいと思っております。

○山川分科会長 では、柳内委員。

○柳内委員 なかなか苦しい御説明ありがとうございました。

御存じのとおり、過去マイワシは資源バブルのような状況もあって、急激に増える度合いの大きい魚種なんじゃないかと漁業者は強く感じております。TAC設定にはもちろんルールがあって科学的な根拠に基づいての設定をされていくんだと思うんですけど、急激に資源が増えたという評価をいただいて漁獲枠が急激に上がっても、流通加工の分野ではすぐさま対応できない複雑な現実の流通加工の実態があろうかと思っております。

北海道なんかを見ていましても、漁獲量枠を上げていただき、漁獲量が伸びることで流通加工の皆さんの設備投資が今着々と進んできております。資源の回復を成功した暁には、我々漁業、水産加工、流通がどういう形を目指すのか、そういう意味ではいよいよマイワシは資源回復の成功例の出口戦略的なものも意識していかなきゃいけない今過渡期といいますか、直前のところまで来ているんじゃないかと思っておりますので、そういった観点も勘案していただいてTAC設定がどうあるべきか、資源の再評価等がどういうタイミングで行われるべきか、それから、留保枠の再配分等、速やかな対応をいただけるような運営をぜひともお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 まさにおっしゃるとおりだと思いますけれども、久保寺資源管理推進室長、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 おっしゃるとおりでございます。特に漁獲もさることながら、利用が伸びているというのは非常に皆さんの御尽力、それから浜の御尽力だと思います。TACも安定して設定できること、それから、資源はもちろん変動しますけれども、その変動に惑わされずに安定的に利用できるような形をぜひ目指していきたいと思えます。

○山川分科会長 ほかにマイワシの30年漁期のTACにつきまして、御意見、御質問。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

今、柳内委員と久保寺さんの回答でほぼ私の質問は終わっているような感じなんですけれども、敢えて御質問させていただきたいのは、1980年代にもものすごく獲れていたときの状況は今目指すつもりはなくて、もう少し安定的な漁獲量を、資源量は増えても漁獲量を目指すという方向なのかなということを確認させていただきたいということと、それはTACの水準の話で、別に留保枠の点でちょっと御質問したいんですけれども、2割って結構大きいのかなというふうに、5分の1ですから大きいのかなと思うんですが、再評価前には全ての留保枠は放出しないということなんですけれども、漁期の最後までには一応放出する方針なのか、必要ないと、誰もくさと言わなければ留保枠は留保枠としてそのままとらずに置いておくという方針なのか、そこをちょっと教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長、よろしく願いします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

これまで、特に27年から28年にABCが急増したんですね。このときにはやはり過去の経験から急に増えて全部獲ってしまっ、後でまた減ったら困るという考え方がありまして、そこで留保枠ということで少し漁獲の状況を見ようということもいたしております。もちろん資源的に何も問題もなければそもそも留保枠が必要かという議論もあると思えますし、あるいはこのところABCが足踏み状態というか、そういう変動を見せるのであればやはり留保枠は必要かと、この辺はいろいろ議論があるところだと思います。

したがって、余りここは予断を持たずに臨みたいと思っておりますが、もちろんABCに基づいて設定したTACでございますので、必要であれば当然放出するという考え方もありだと思います。いずれにしてもかなりダイナミックに変動する資源でございますので、そこは状況を見て適切に判断して、それでまず皆さんの御意見もいただきながら判断していきたいということでございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 先ほどのマアジのことも含めて原則論としてお尋ねさせていただきます。

このTACとABCの関係を2-2の資料でもTACの設定については漁業の経営状況を勘案しつつ、原則としてTACをABC以下とすると、こういう表現になっております。平成26年7月の資源管理あり方検討会で取りまとめられた結果のときは、制度上ABCを超えたTACを設定することは許容されると。ただ、長期的に見ても資源の持続性を損なったままでは健全な漁業

経営や地域社会の発展は見込めないことから、今後はTACをABCと等量とすることを原則とすると、こういう取りまとめになっております。このことを踏まえて、28の漁期のときにこのTACをABC以下とすると、翌年マアジとイワシについてそういう表現になったわけですが、そのときの議事録を見ますと、水産庁の説明としては、少なくとも28年に関しては原則としてTACはABC以下とするというふうにしたいと、こういう説明をされております。

ですから、ここは先ほど特に説明されませんでしたけれども、もともとの資源管理あり方検討会の原則が変わっていない中でこういう形で毎年議論されているのであれば、ちゃんと30年についてこういった考えでTACをABC以下とすることをどういうロジックで当てられたかということをまず説明いただいた上でここに入っていたきたいなというふうに思う次第です。

そのことが先ほど柳内委員もおっしゃっていたように、このTAC法の原則の部分というものもあるという中で、この資源管理あり方検討会では等量というのが原則になったということもあるわけですので、その辺のところの御説明をいただければと思います。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長、よろしくをお願いします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、26年のあり方検討会では、特に先ほど議論に出てきたスケトウダラなんですけれども、ABCを超えたTACを設定している部分がありました。皆さん、資源を大事に残していかなくちゃいけないと、これは誰も浜の方も異論はないわけなんですけれども、どれぐらい枠を削減したら、あるいはいつ回復するのを目指すのか、ここはいろいろな議論があるわけですね。さはさりながらやはりABCを越えてTACを設定すると資源はふえないし、逆に言うと減らしてしまうということで、そこは原則として等量とするというのが26年の考え方でした。

確かにこのときに、次の年で設定した以下とするという表現については、もう少しかみ砕いて御説明すべきだったと思いますけれども、26年の時点からかなりいろいろな議論が進んでいるということが一つあると思いますので、そこは改めてきちんと説明すべきだと私も思います。

ただ、実際に設定に当たって、この前も御説明しましたけれども、やはりABCの中からTACの数量を選んでいるということは変わらないわけです。したがって、確かに以下と言いましたけれども、具体論としてはABCイコールTACというのが現実でございます。

一つ例題として出てきたのが、留保枠もそうなんですけど、例えばサンマみたいに国際機関でまず議論、評価を委ねようという部分とかいろいろな動きがございますので、少し幅を持たせるといふ意味もあって以下という表現を使ったのではないかなというふうに思うんですけども、確かにそこをきちんと御説明しろということですので、そのようにさせていただきたいと思います。

資料の2-2については確かに以下としていますけれども、具体的に言いますと、この場でTACイコールABCの事例を外している部分はございませんので、御理解としては事実上、TACイコールABCというふうに御理解いただければと思っています。これを原則外している部分についてはきちんと御説明をするということではいかがでしょうか。

○大森委員 であれば、原則外すところがそういった表現になって、本当はこの1の書きぶりというのは、原則は等量というのが基本なんだろうなというふうに思うんですけど、ここがこの3

年間、余り議論されないで来ているというところもありますので、一度きちんとした整理をした上で今後臨んでいただきたいと思います。やはりこうやってずっと書かれていくと、資源管理あり方検討会でまとめた結果がここに変わっているというふうにとらえられかねませんので、そこは一つよろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見ということでよろしく願いいたします。

では、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

では、特にございませんようですので、マイワシの30年漁期TACについては、原案どおり承認していただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

最後に、30年のTAEの設定について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 すみません、一言TACについて関連の御説明をさせていただきます。

太平洋クロマグロについてでございます。今回は太平洋クロマグロのTACは加えてございません。少し調整に時間がかかりました。今、太平洋クロマグロについても法律に基づく基本計画をつくらなければいけません。それで、ただし、かなり構成とか内容が異なりますので、この基本計画の中から枝分かれした形でまた別に定めるという形態をとらせていただきたいと思っております。これを成案を作りまして、また資源管理分科会のこの席でお諮りさせていただきたいと思っております。

それでは、TAEの設定について御説明をさせていただきます。

資料2-7を御覧ください。

この漁獲努力量可能性制度(TAE)については、制度の概要をここに記載しているとおりで、今設定をして8魚種設定しております。

これを御案内のとおり、同じ海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲努力量の総管理制度というものでございまして、管理に係る手続はTAC制度と同様、第2種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めております。また、TAEについては、採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質上、制限されるということですから、期間及び海域を具体的に定めて管理をしているということでございます。

TAEで管理する漁獲努力量は、統一的に操業隻数と操業日数の積である操業隻日数で管理することとしております。漁獲努力量の設定は、資源状況を踏まえ、資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、減船、休漁、保護区の設定などの漁獲努力量削減措置が行われる場合に、その効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑えるために行うこととしております。

従前は、資源回復計画と連動して運用してまいりましたが、資源回復計画の取組が平成23年度から資源管理、収入安定対策事業のもとでの基本的に継続をされております。現在、TAEを設定している8業種に引き続きTAEを設定するということをお諮りするものでございます。

平成29年のTAEにつきましては、期間を変更して一部変更したほか、福島県のヤナギムシガレイの配分量について変更がございます。

福島県においては、資源利用及び漁業調整の観点から、小型機船底引き漁業の許可隻数の上限を削減いたしました。そのことに伴いまして、資源管理の実効性確保のため、漁獲努力量につきましても、従前の1,776隻日から1,480隻日と変更しております。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のTAEに関する御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願います。

山内委員。

○山内特別委員 山内でございます。

10年ほどアカガレイの漁業管理を見させていただいておりますけれども、その中でTAEの設定というのは当初設定された値から一切変わらずここまで来ておりますが、一方で算出されているABCに対して漁獲量がオーバーしてしまった年というのが最終的に出ている年というのが結果として出ている年が数件見られましたが、そういった中でもTAEというところの設定の変更であったりですとか、そういったものが管理のメカニズムとして働いているようには見えませんでした。そういったところは実態としてインプット・コントロールではあるんですけれども、漁獲した結果としての部分が資源管理の実態の指針に合っていないときに、こういった形でしっかりTAEという枠組みが機能するののかということを確認させていただければと思います。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長、よろしくお願います。

○資源管理推進室長 すみません、ちょっと細かいオーバーした云々の記述ちょっと手元にございませぬけれども、アカガレイの資源評価、例えば日本海側であれば割と資源は良好な状態だということだと思います。それで、実際に沖合底びき漁業、これは指定漁業ですし、隻数が実際には制限されております。それから、さまざまな魚種の組み合わせでやっておりますので、実質的に漁獲圧が高まるということが長い目で見るとないという認識でおりますけれども、確かに細かいところをきちんとどのように管理をするのかというのは課題だと思います。

それから、小底についても、これ知事許可ですけれども同様な状況ではありますし、底びき全体の管理も例えばTACも一緒になって管理しておりますので、そういった中でアカガレイについては管理の効果という意味ではそれほど効果がないというわけではないので、きちんと機能しているのではないかなというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特にございませぬでしたら、30年のTAEの設定については原案のとおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問第290号に関しましては全て御議論いただいたところですが、特段の追加の御意見等ございますでしょうか。

もしないようでありましたら、本件は原案どおり承認をしていただいたということによろしい

でしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第291号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。

資料3でございます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水管第2334号

平成29年11月29日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第291号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

説明につきましては、その裏側になっております2ページ目でございます。指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部を改正する省令案の概要というペーパーに基づいて説明させていただきます。

カツオ、マグロ類は、高度回遊性魚類であるわけございまして、例えば今回のインド洋マグロ類委員会、IOTCと申しますが、そういった地域、漁業管理機関において、資源管理に必要な措置を決めております。その加盟国は、この地域漁業管理機関で取り決められた保存管理措置について、旗国の法令等により担保するという仕組みでやってきております。

我が国におきましては、漁業法及び水産資源保護法に基づく指定漁業の許可及び取締り等に関する省令で水産動植物との採捕に関する制限または禁止ができるということになっておりますので、これによって国内法令による担保を行っているという実情にございます。

今回の省令改正については、IOTCにおいて2つの取り決めがありましたので、それを担保するものでございます。

1つ目は、集魚灯を用いた操業の禁止、2つ目は、サメのヒレ切り離しの禁止でございます。

まず最初の集魚灯を用いた操業の禁止についてでございますが、昨年5月に開催されましたIOTC年次会合におきまして、インド洋における大中型まき網漁業の集魚灯を使用した操業を禁止するといった管理措置が決定されたわけでございます。現在、我が国の漁業者、インド洋で操業しているまき網漁業等はございますが、このような操業は行っておりません。当該措置を国内法令で担保するためには、インド洋における集魚灯を使用した操業を禁止する旨の規定を指定省令別表の第2、大中型まき網漁業の項に設けるということでございます。実際操業していないわけでございますけれども、国際取り決めであったわけでございますので、国内法上も措置するというところでございます。

これは、昨年にも一回諮問して決めた、承認していただいた集魚灯付きの集魚装置を用いた操業というのは既に禁止されてあるわけでございます。要するにFADsという漂流する浮き漁礁に集魚灯をつけるということを禁止されておりますが、一部インド洋における島嶼国の方でFADsではない集魚灯を用いた、要するに灯船によって集めた小魚に寄ってくるマグロ類をまくといった実態があるということが判明しましたので、集魚灯付きの集魚装置という規定ではなくて、集魚灯を使用すること自体を禁止するということになったわけでございます。

実態上は、繰り返しになりますけれども、我が国のインド洋で操業するまき網漁船においてはそのような操業はされておられません。

それからもう一つ、サメのヒレ切り離しの禁止でございます。これも本年5月に開催されたIOTCの年次会合におきまして、冷凍保存するサメ、すなわち生鮮のサメでございますけれども、それを船上においてヒレを切り離す禁止をする管理措置が決定されたわけでございます。

これは、我が国では、遠洋カツオ・マグロ漁業と近海カツオ・マグロ漁業がはえ縄操業する場合、マグロ類をとるときにサメもとれるケースがあるわけでございますけれども、国内法令でそれを担保するというので、IOTC区管轄水域で採捕された冷凍保存するサメではない生鮮のサメについて、サメの船上におけるヒレ切り離しを禁止するという規定を設けるということでございます。

実態上は、我が国のインド洋で操業するマグロ漁船につきましては全て冷凍保存するわけでございますが、サメのヒレ切り離しという生の生鮮の状態のサメを切り離すといったような状況は生じません。実態で余り影響はないわけでございますけれども、これにつきましても国内法で担保するために措置するというところでございます。

改正の施行期日にしましては、平成30年1月1日を予定しております。

改正の案文につきましては、その次のページから5ページまでに記載しております。IOTCで決議された内容につきましては、抜粋が6ページ目、7ページ目に記載されております。

本件の規制につきましては、我が国の漁業者に対しましては、IOTC年次会合終了後及び本年の8月の、これらの漁業に対する操業上の遵守事項というものを通知してございまして、関係す

る漁業者への周知等を行っておりまして、一定の了承は得ているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中でございます。

今さらこんなこと聞けないかなと思ったんだけど、いいですかね。

決議とあるじゃないですか、レゾリューション。決議にもいろいろな法的な位置があって、例えばIWCのレゾリューションみたいなものは、国会でいえば附帯決議みたいなもので法的効力がないわけですよ。これは、このレゾリューションは国際法上有効か、それともいわゆる附帯決議的なものなのかどっちなのかという質問なんですけれども。すみません、変な質問で。

○漁業調整課長 漁業調整課長としては余り得意じゃない分野もなんですけれども、こういうふうな強制力を持った決議に対して国内法上罰則を持って担保するというところでございますので、拘束力を持った決議であるというふうに理解しておりますが、先生、お間違いないでしょうか。

○田中委員 大丈夫だと思います。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 直接は関係がちょっと違うんですけども、今これインド洋、IOTCの海域なんですけれども、太平洋上で同じような集魚灯の話って今後どうなっていくんですかね。

○山川分科会長 黒萩漁業調整課長。

○漁業調整課長 光をたいてそのFADsをするというのは余り他漁業では行われていない操業のやり方なんですけど、FADsにつけるのは、光をたいてカツオ・マグロ類をとるというのは少なくとも日本の大中型まき網漁業においてはそういった操業は行われていません。外国の実態について私が知る限りにおいては、余りそういう形態を行っているような話は聞いておらないんですけども。WCPFCの中でそういった規制の動きがあるという……、では国際課長の方から。

○国際課長 集魚灯に限らず、FADs自体はやはり規制をするという方向に動いているのは確かです。今話が出たWCPFCなんかですと南方系の南方マグロというか、カツオですとかメバチであるとか、そういうものについてのFADs規制というものは今やる方向で、現状でも規制がされていますし、そういった方向に議論は進んでいくという形になっていくと思います。ただ、集魚灯に限らずという形ですね、そこに限らずFADs全体がちょっとそういう傾向にあるということで理解していただければいいかなと思っています。

○嘉山委員 今、カツオの一本釣りで釣るときに、みんな今、船がLEDになっているので結構明るいですよね、集魚灯じゃなくても、基本的にはカツオとかマグロって一本釣りだと暗くなってしまうと目がきかないで釣れないということが今までだったんですけども、FADsじゃないですけども、流れ藻操業のときとかに真っ暗なときでも船の灯りさえつければ釣れるらしいんですよね。そうなったときに外国からそれが集魚灯の操業だと言われる可能性があるかなど

うかなとは思うんですよね。

○漁業調整課長 日本でも流行しているというか、非常に沖縄の海域の集魚灯マグロという漁法があるんですよね。それはどういった漁法かという、光をたくとイカとか青物が集まるんですね。それを1匹だけして、生餌で下におろして、それをクロマグロじゃないです、普通のマグロがそれを食いに来て1本ずつ釣り上げるという漁法はあります。集魚灯に対して批判が出るというのは、それが漁獲効率がいいというふうにインド洋ではみなしたからそういう規制に来たわけでした、WCPFCにおいてもそのような議論が今後展開されないという保証はございませんけれども、今のところはそういった話はないという状況です。

○嘉山委員 わかりました。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

では、特にございませんようですので、諮問第291号については、原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第292号「魚漁法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 それでは、引き続き説明させていただきます。資料4でございます。

諮問文を読み上げさせていただきます。

29水管第2316号

平成29年11月29日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

(諮問第292号)

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成30年3月20日から平成30年7月31日までと定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

今年の8月1日に、他の指定漁業については一斉更新をして、今中型サケ・マスでやろうとしている公示をやったわけでございますけれども、この中型サケ・マス漁業だけは操業期間がずれておきまして、それを今度他の漁業と一緒に揃えて公示するということでございます。

指定漁業につきましては、今も申しましたとおり、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければならない指定漁業ということになっておきまして、中型サケ・マス漁業も指定漁業でございます。

指定漁業の許可をする場合には、あらかじめ許可等をすべき総トン数別の隻数であるとか総トン数別及び操業区域別の隻数、または総トン数別及び操業期間別の隻数を定めて許可等申請すべき期間を公示するとされております。

中型サケ・マス流し網漁業の許可の有効期間は、平成30年3月19日に満了することから、同年3月20日以降の当該許可に係る公示を行うということでございます。

公示の内容でございますが、前回、平成24年の公示におきましては、日本海の海域及び太平洋の海域の操業区域を公示しておりましたが、ロシア連邦200海里水域におきまして、従前の公示であれば太平洋の海域だったわけでございますけれども、平成28年1月1日から、ロシア水域における流し網漁業を禁止するという連邦法が成立したことにより、ロシア水域において、中型サケ・マス流し網漁業を行えなくなったということございまして、平成27年度に国際減船を実施し、全ての船が操業を停止したところでございます。

今回の許可または起業の認可の公示につきましては、太平洋の海域の操業区域を公示しないということになります。日本海の区域だけを公示するわけございまして、日本海の区域と申しましても、これは日本の200海里内の日本海の区域でございます。許可の隻数でございますが、これは前回の公示隻数から廃業等をした船舶の隻数を差し引いた隻数、わずか2隻でございますが、それを公示させていただきたいということございまして、この考え方は、今年の8月1日に行ったほかの指定漁業の基本的な考え方と同様でございます。

許可の有効期間につきましては、平成30年3月20日から平成34年7月31日、ほかの指定漁業とあわせるということでございます。

これにつきましても原則は5年でございますが、それより短い期間を定めるためには、貴審議会に諮問することが必要な制度となっております。

操業期間は、3月20日から同年の7月10日までということにさせていただきたいということでございます。

本工事の日から本工事から起算して3カ月を超過した日までを公示期間とするということでございます。これも法定されているわけございまして、そのとおりにさせていただきたいと考えております。

スケジュールとしましては既にパブリックコメントはやっておりますが、本日、貴審議会に諮問して、11月の下旬に公示するという手続にしたいというふうに考えております。

日ロ交渉で、日ロの関係で、ロシア系のサケ・マスをとっている、日本海側でとっている漁業

に対する公示でございます。毎年の日口との協議において協力金とか、そういったもので折り合いがつけばいつでもこの2隻は操業をする、迅速に対応するというために5年間の許可を出しておくということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

特に御発言ないようですので、諮問第292号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第290号、291号及び292号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

29水審第19号

平成29年11月29日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

平成29年11月29日に開催された水産政策審議会第85回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第290号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第291号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

諮問第292号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

それでは、この答申書を山口次長にお渡しいたします。

(分科会長から山口水産庁次長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、審議事項に入ります。

審議事項、資源管理指針の一部改正についてを、事務局から御説明、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資料5を御覧ください。

資源管理指針は、国の今後の資源管理のあり方として資源管理の方針と、その方針を踏まえた魚種あるいは漁業種類ごとの具体的な管理方策を策定するものでございます。

資料5に概要が記載されております。主な今回の改正点4点ございます。

1点目は、資源及び漁獲の状況等の更新ということで、平成29年度の資源評価の結果や最新の漁獲量の統計を反映して、施策分について改正でございます。

具体的には、本文中の評価の記載内容や漁獲の数量、グラフを更新しております。

それから、2点目です。漁業種類別資源管理の漁業種類の追加でございまして、具体的にはメカジキやクロマグロなどの資源管理を推進するため、東シナ海カジキ等流し網漁業及びメカジキ等流し網漁業を追加いたしました。

このタイミングで追加した背景としまして、年内にこれら流し網漁業を営む漁業者から構成される全国団体が設立されるということがございます。

それから3点目です。漁業種類別資源管理の資源管理措置の内容を変更したものがございます。具体的には2つございまして、1点目は大中型まき網漁業において、強度資源管理の対象であるクロマグロ小型魚の漁獲量上限の設定を自主的措置から公的措置へ移行するというを追記いたしました。

それからもう一点として、沖合底びき網漁業において、愛知県地区及び石川県地区における自主的管理措置、休漁等でございますけれども、これを追加いたしました。

それから、第4点目として、魚種別資源管理の魚種の順序を変更いたしました。これはクロマグロがTACの対象種と今年なりましたので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の記載順序にあわせてクロマグロを先に持ってきたということでございます。このほか軽微な字句や文言の修正についても行っております。

この修正したものは、資料5-1が新旧対照表でございます。それから、これを溶け込みをしたものが資料5-2に添付しております。

以上、ポイントだけの説明で大変恐縮ですけれども、御説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、資源管理指針の一部改正については原案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

また、今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私に御一任いただきたいと思いますけれども、あわせてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が5件あります。まず1つ目の指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。資料6を御覧ください。

漁業法の第64条の規定に基づきまして、毎年少なくとも1回この審議会の方に出して指定漁業の許可及び起業の認可の状況を報告するというのが規定されてございまして、それに基づく御報告ということになります。

1枚おめくりください。先ほどから話が出ておりますけれども、今年は8月1日付で2つの漁業種を除きまして、指定漁業の許可の一斉更新ということで許可の更新を行っております。ですから、昨年との比較でこの許認可隻数を載せておりますけれども、結局本年行いました公示に基づく許可、その隻数とほぼ似通った形で結果が29年10月1日付の隻数と、許認可の隻数合計ということになってございます。

内容的には、実際に減っている部分につきましては、これまでに公示をする際にその時点で既に減ってしまっていたものとか、そういったものが反映されているということでございます。

例外としては、7番の北太平洋サンマ漁業と9番のイカ釣り漁業だけは、前々回の公示と同じ隻数を公示隻数といたしまして、それで北太平洋サンマ漁業につきましては目いっぱいのところまで許認可をしたと、イカ釣り漁業につきましては、結果といたしましては満限まで隻数申請がなく、全体としては去年に比べても隻数が減っているという状況になってございます。

2ページから4ページまでは、トン数ごとの内訳ということでございますので御覧いただければと思います。

最後5ページでございますけれども、漁獲量の比較ということで、これは平成27年と28年の比較ということになってございます。幾つかの漁業種類におきまして漁獲量が減ってございます。例えば沖合底びき網漁業ですと、スケトウダラですとかスルメイカの漁獲量が減少したためと、大中型まき網漁業ですと、サバ類とかカツオの漁獲量が減少したためというようなことが主な原因となりまして、全体といたしまして漁獲量が減少しているという状況になってございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

特に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

太平洋クロマグロの管理の方向性について、事務局から御説明、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資料の7を御覧ください。

8月にもその前もその都度状況を報告させていただいておりますので、今回の状況の変化のところだけかいつまんで御説明をしたいと思います。

右下にスライド番号がございますので、この9というところ、中ほどの9番のスライドを御覧いただきたいと思います。

11月16日の時点で、漁獲状況でございます。後ほど説明をいたしますが、定置網の部分について

て大量の漁獲がありまして、残念ながら共同管理枠という国が設定した枠もはるかに超過してしまいました。このため、この共同管理枠にのっている定置網については操業自粛ということにさせていただきます。それから、中ほどは、それで主に釣りの漁業ですけれども、各県それぞれの枠の漁獲状況でございまして、これも北海道、北海道はかなり大量の漁獲ございましたけれども、ほかに秋田県と和歌山県がそれぞれ超過しております。

それで非常に残る枠が厳しくなっておりますので、その管理をまた進めなければいけないんですが、その前にその次のスライド10、11を御覧いただきたいと思います。

定置網の管理というのは、意図せずに漁獲されますので非常に難しいということはこれまでも御説明をしてきたところなんですが、北海道、9月末から10月に非常に多くの漁が漁獲されました。これで、先ほど言いましたとおり、共同管理枠に参加していただいている県の方々は、漁業者の方々は操業自粛を要請せざるを得なくなりまして非常に大きな議論になりました。

ちょっと経緯を御紹介させていただきたいと思います。北海道の南かやべ、大型定置がございまして、通常9月から10月にかけてはサケ、それから最近はブリが漁獲される時期でございます。当然混獲程度の管理をするということだったんですが、実はふたを開けてみるとスライド番号11のところなんですが、赤い部分がクロマグロということで、ほとんどがクロマグロの漁獲であったという状況でございました。混獲管理が難しいとはいえ、クロマグロがメインに入ってしまったと、狙ったのではないかという御批判を他の県からもいただいておりますという非常に厳しい状況になりました。

それで、ちょっとおめくりいただきまして、スライド番号の14番です。これ数字がひとり歩きするのもよろしくないんですが、非常に危機的な状況であるということの水産庁の方で試算いたしました。今ある枠は、例えば釣りの枠は残されておりますので、各県それぞれ枠の中におさめいただく、それから枠を超えている県についてはそれ以上漁獲しないということを前提にいたしますと、全体で漁獲量は4,000トン弱という形になりまして、今ある枠から571トンを超過してしまう。これ大臣管理はもう1カ月ぐらいで終わりますけれども、知事管理は来年の6月末まで続きますので、7カ月でこういうレベルだと非常に厳しい状況だということでございます。

その厳しくなる状況が日本の国内のみならず、WCPFCで増枠の道を開くというようなアイデアが出され、また来週WCPFCで議論されるわけですけれども、仮にこれで採択されたとしても増枠どころか枠が更に厳しくなってしまうおそれもあるということで、全ては評価の結果次第なんですけれども、なかなかいかんともしがたい状況になってしまっているという状況でございます。

今後の管理なんですけれども、その次の16ページでございますけれども、できるだけ取り残していただくということと混獲は最低限に抑える、このためには生体の放流、それから大量漁獲する場合には臨時休漁ということ徹底させていただくということを各県にお願いしております。

今後の方向なんですけれども、その下の17番でございますが、漁獲枠の徹底はさることながら、来年の1月から法律に基づくTAC、これは沖合漁業が1月から、それで沿岸漁場は7月からでございますけれども、新たな法律に基づくTACに移行いたします。

それから、第2管理期間、今年の6月末は各県の超過した部分はそれぞれ差し引かせていただいたんですが、これも状況がかなり変わってきておりますので、どのような公平なルールを作ることができるのかということも検討しなければいけません。それから、更に突発的に漁獲が上がって枠を越えてしまったという例がございました。

したがって、1日1トン以上漁獲があった場合、これは沿岸の話ですけれども、これはすぐ各漁業者の方から都道府県の県庁にまず一報していただく、それから県は国に連絡していただくということで、知らない間に積み上がったということがないようにいま一度情報の伝達をお願いしたいということでございます。

今後の話ですけれども、次のページを御覧いただきたいんですが、この18番のスライドをいつも資源状況を御説明するときに使っているんですが、今評価を待たなければいけないんですが、小型魚、クロマグロの来遊が非常に多い、それから漁獲が伸びているということで、もし資源が回復基調にあれば、今後更に漁獲枠を守るのは厳しくなりますので、やはり今後に備えなければいけないということでございます。

当面のスケジュールですけれども、先ほども申しましたとおり、来年の1月から大臣管理、法律に基づくTACを始めますので、基本計画を作ってまたこの場でお諮りしたいと思います。それから、同じように来年の7月から沿岸のTACが始まりますので、その前にまた基本計画、沿岸の部分を含めたものを作ってまた御相談をするということにしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

非常に厳しい状況でございますけれども、ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

じゃ、嘉山委員から。

○嘉山委員 南かやべ漁協の漁獲の件なんですけれども、9月28日の前の段階で北海道の漁獲状況ってどのような感じになっていたんですかね。

○資源管理推進室長 北海道の定置の枠は57トンだったんですけれども、今年の7月から新たな第3管理期間始まったんですが、7月の当初でこれを獲り尽くしてしまったということでした。これは北海道の枠を超えたということで、それは道内の問題でもあったんですけれども、その後、少し漁獲がとまって、その後にブリとサケのシーズンに入って、そうしたら9月の末からこんな漁獲があったと、そんな流れでございます。

○嘉山委員 9月28日から始まって、10月2日以降はとまったということですか。これは操業を自粛しているんですか、それとも入らなくなったんですか。

○資源管理推進室長 操業自粛です。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 今後なんですけれども、これはやはり結構早くリアルタイムで集計しないと間に合わないですね。お金かかるんですけども、そういう体制を整理しないと、この先増えたときにまた大変ですし、その点何か御検討いただけたらと思います。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

お金よりもやはり漁業者とか漁協さんの手間、県庁の皆様の手に尽きると思いますけれども、先ほど言いましたとおり、突発に入るのを事前に予測するのはすごく難しいんですけれども、まず入ったら一報するというのを呼びかける、徹底させていただくことにしたいと思っています。

突発で大量が何トンなのかというのは、とりあえず1トンとかそういう数字でお示しさせていただいていますけれども、漁業種類によってもまた違いますので、そこら辺をもっときめ細かに各県に協力いただく、それから大臣管理漁業も協力させていただくことにしたいと思っています。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 その情報は漁業者の方にフィードバックされるんですか。なるべく早くフィードバックしないと、逆にでもフィードバックすると先取り競争にもなっちゃうので一長一短あるんだけれども、その点は。

○資源管理推進室長 都道府県の中で、沿岸漁業の皆さんにどうシェアをするのかというのはまた県によって少しやり方は違いますけれども、御指摘のとおりきちんと共有する体制をとらなければいけません。それから、国の方は、今まで入ってきた順に集計をして少し時間がタイムラグがあった後にホームページに掲載するような形にしておりますけれども、少なくとも枠を超過する、あるいは超過に近いという状況が来たときには都道府県と、あるいは近隣の都道府県にすぐ連絡をして情報共有するという事は今やっております。

リアルタイムでホームページに載せるということももちろん必要だと思うんですけれども、実は実際にリアルタイムで暫定値も出しますけれども、結構数字が変わるんです。ですから、まず暫定的に早く出すということと、それから確定値精査をして確定値をすると、こういう作業を繰り返してやってきちんとした情報を提供できるように努力したいと思います。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 公開するかどうかは別にして予測ができる、ある程度日数がたってくれば、それは内部で情報をシェアして各都道府県とかにうまく管理につなげられればいいかなと思いましたが、いきなり最後にどんと出されても対応できないということもあるので。

以上です。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

まず、北海道でこんなに獲れてしまうと、方向性としては定置網の共同管理というのは割と細かいブロックからだんだんくっつけて全国ブロックに行った経緯があると思うんですけれども、こういうことが起こると逆にもう県別に分けてほしいという声も多分出てくるんじゃないかと思うんですね。

さらには、これ福井県でもあるんですけれども、漁協で分けてくれという、福井県の場合はごくたまたまだったので分けないという方針にはなっているんですけれども、皆さん、自分の分は確保したいというふうにはなってくると思うんですね。そうすると、また今度絶対に抜け道を探す人が出てくるとお思いますので、非常に外国から見て日本というのはちゃんとしてないんだなというふうに見られてしまうと思いますので、恐らくこんなに獲れているということは資源が増えている可能性も高いなと思うので、それをうまく利用できるように、やはり罰則まで本当は考えてもいいのかなというぐらいのちゃんと管理が必要かなというふうに私自身は考えております。ありがとうございます。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

実際ほかの県からもそのような御意見いただいております。仕組みとしては、どうしてもやはり定置網の場合、偏在、偏りがございます。自分の枠を守る努力をした上で偏在を吸収するという仕組みでこれをつくりました。その仕組みを理解して守るメリットもございますけれども、やはり仕組みを理解しないでこういう状態になった部分というのは、やはり分けて考える必要があるかと思っております。いずれにしても枠の管理の仕方については各県の皆さんとも意見を調整して皆さんの御指摘のとおり、きちんとした管理ができる、公平な管理ができるようにしたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山本委員。

○山本委員 大分の山本です。

この定置網のマグロの件ですが、非常に北海道の定置でももとはサケ定置、サケを漁法することを目的に定置漁業が発達してきて、そういった関係の中で日本海域の海水温が上昇することによって北海道で大量にブリがとれたと。もともと北海道ではブリが全然とれなかった。それが北海道でとれて一番最初入ったときには、北海道では10キロのブリが1本1,000円で買えるという話があって、我々から、南の海域から見ると北海道は当然油乗った良質の氷見のブリに負けんブリが多分とれているだろうというふうに認識を持っていますが、たまたま定置業者に行ってみればマグロをとる目的で定置をそこで張ったわけじゃない。本来はサケ定置のサケを水揚げするところがどっこいサケが非常に資源が減少してサケが不漁になって、サンマが不漁になるという形の中で、皆さん方のように全国なかなか平等といったってなかなか平等にはならん。そうした中で北海道で大量にとれた、そのしわ寄せが各県、それ以外の産地に相当なしわ寄せが来る、休漁しなさいよと。そうしたときに休漁するということは、本来マグロをとるのを目的じゃなくてマグロが入る、当然マグロはとらんためには全ての魚、サケであったり、ブリであったり、全ての魚を定置張ること自体がこれはもう休漁するということはそういうことですから、それに対して何らかの、やはり業者に対して何らかの保証がなければ、そこで定置を業としている、1年をそれに懸けている業者から見ればそれは困るよと、当然そういう話になるんですが、そういう手当というものは今後検討されるなり、今現在考えているんでしょうか。教えていただければと思

います。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。今の声、各地からいただいております。それで、今までというか、基本的に積立プラスというものを活用するというのを今まで御説明してまいりました。これ非常にメリットもありますし、今までにない特徴、特に漁業者の1に対して国が3を積み重ねるということで非常に手厚いものもございますし、それから発動基準をかさ上げしたり、いろいろな仕組み、工夫をしてございます。

1つにはそれが十分かという話もありますし、もう一つは、もうちょっと工夫をしろ、あるいは別のメニューが必要じゃないかといろいろな声をいただいております。これはずっと検討していかなければいけない。

それで御指摘のとおり、北海道はたまたまですけれどもクロマグロを狙う定置だったんです。ブリについては、例えばこれから北陸の皆さんにもいろいろお願いしなきゃいけません、やはりブリの本業を損なうことなく、クロマグロだけを逃がす、あるいはそれが無理だったときに限定的に休漁して、それをいかに支えるかということを今後とも検討してまいります。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

亀谷委員。

○亀谷委員 亀谷でございます。

私は、遠洋マグロはえ縄を営んでおりますけれども、私どもは、クロマグロとかミナミマグロを漁獲する場合は、必ず毎日の報告とその日何トン、何尾とったかということを経営報告しております。今度この国の指定漁業の方と、それから都道府県の方と2つ分けられるようですけれども、一つお聞きしたいのは、ほかの指定漁業の場合の報告の仕方ですけれども、これをどのように考えているのか、そしてもう一つは、都道府県の方なんです、1日1トンを超えたら報告しろみたいなかなり曖昧な、私どもから見るとちょっと曖昧な報告の仕方だと思うんですが、この辺をきちんと把握しておかないと、やはりこういったオーバーキャッチになってしまうということになります。

やはり高度回遊魚はこの間から言っているようにWCPFCとかそういう国際の取り決めがかなりこれから重要になってきますので、その辺のしっかりした数字の把握、それから漁獲というものをやらなければいけないと思います。指定漁業の報告の方を一つお願いします。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

マグロはえ縄の方については、もちろん操業日誌で、毎日レベルで報告をしていただいておりますし、そもそもそれほどクロマグロが大量に漁獲されないという実態であるということも認識しております。基本的には沿岸も沖合の方々もクロマグロのモニタリングという水産庁のシステムで報告していただくということにしておりまして、それで、例えば漁業種類によって、例えばはえ縄はたまにしかとれない部分もありますし、もっとまとめてとる漁業もございます。

したがって、報告の頻度については、いかにしたら超えないで済むのかという観点で、例

えば1トンですとか、あるいは何トンがいいのかということは決めさせていただくということに尽きると思います。

いずれにしても、同じように報告をいただくということでございます。それで最終的にはここにお示ししましたように、国の方で集計をして漁獲の積み上がりを公表する、あるいは管理をするということでございます。

○山川分科会長 では、大森委員。

○大森委員 国際規制に基づいたこういった資源の管理というのが沿岸に及ぶというのは初めてのケースです。北海道、岩手も超えてしまいましたけれども、やはりあってはならないことが現実的に起きている。このままであると何か漁業者が罪人扱いされるようなことだけになってしまいますので、そういった意味で先ほど山本委員もおっしゃったような、やはり守らせるためのしっかりとした政策の下支え、それから、今、亀谷委員おっしゃったような報告体制の指導の強化、我々も自らしっかりとやってまいりたいというふうに思いますけれども、そのところの再度の徹底を御指導いただきたいと思います。

○山川分科会長 では、よろしくお願いたします。

では、嘉山委員。

○嘉山委員 さっきのリアルタイム情報とか、その辺の指導の話なんですけれども、県や都道府県単位で情報を得ているのも、それは正確でいいと思うんですけれども、自分たち流通業界からすると、例えば今日なんてもう3時なんですけれども、昼の段階って結構それなりの全国のマグロの獲っている状況がわかる、いろいろな、その辺の流通業界とかともうちょっと協力して、そのデータは不確定なんです。時によってはたまにこっちは少なく言っておいて本当は多いんだよというときも、やる人もいますから、その辺のうまく連携をとりながら速報値を早く出してどんどん、あと土日とかで県とかお休みのときにも漁獲はあるので、その辺をもっとうまくやれば、クロマグロ、世界でもこういう管理多分初めてだと思うので、全体で協力していかないと、うまくいかないと思うんです。遊漁に関してもそういうふうにみんなやれば後から付随してついてくるだろうし、その辺をしっかりとやっていったほうがいいと思います。

○山川分科会長 貴重な御意見ありがとうございます。

では、そういったことも参考にしながらよろしくお願いたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

菅原委員。

○菅原特別委員 菅原でございます。

11ページのスライド20ですか、クロマグロ型TACの導入についての罰則、採捕の数量報告違反罰金30万、これ実はちょっとある漁業者が言っていたんですけれども、水揚げ数千万で罰金30万円だったらやるよという、当たり前だというような話を言っている漁業者がいるんです。もうちょっとこの罰則自体を細分化して行って、例えば何度も繰り返すような、そういうような漁業者がいたら操業停止にさせるとか、認可取り消しだというようなこともつくっていかねば、何回でもまいてしまうような業者がいると思うんです。

そうすると、今まで真面目にやっていた漁師さんたちが一体どうなっているんだよという話になると思うので、そこら辺の細分化をもうちょっと進めたほうがよろしいのかなと思います。

○山川分科会長 御意見ということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

2点あります。1つは、漁獲証明制度についてなんですけれども、スライドの7ページになります。実際に確かに北小委員会及び合同会議では、向こう3年間にわたって漁獲証明制度をしかりつくっていくということ、策定していくということがレコメンデーション、勧告として盛り込まれていますけれども、WCPFCの本体自体がどのぐらいのスピードで動いていくのかというところはまだ難しいところがあると思います。なので、このスケジュールというのはもしかすると楽観的なスケジュールになっているかもしれないということをお伝えした上で、IATTC海域であれば、メキシコは既に電子化された漁獲証明制度を独自に入れております。そちらの集計の結果、今年の漁期の場合には5日か6日で全て終了させたと、その情報に基づいて終了させたということが報告されております。

また、WCPFCの西側の海域においても、台湾でも独自に既に、台湾の場合にはほぼほぼ国内流通消費で終わっているということではありましたが、国外に出さずとも国内の消費の部分においては、漁獲証明制度というのを独自に2010年ごろから導入しているということが言われています。

そういう意味では、モニタリングの難しさというのが漁業種類の多様性などを考えると日本の場合、難しいところはあるかと思うんですけれども、早目にこちらは国際的な委員会の進み具合、進捗を待つよりは、早目に導入されていく方がよろしいのではないかと思います。

もう一点は、漁獲枠の設定がこれからまたTACの方に移行される際にいろいろと話題になってくるかと思います。この4月にありました、これは国際科学委員会のISCの日本で行われたステークホルダー会議ではありましたが、やはり多くの関係者の皆様がそのプロセスの透明性というのを求めて意見の提出であったり説明を受けたいという姿勢が世論としてはあるのかなという感じを持ちました。

そういう意味では、今の方向性の中ではそうした次の公平な配分というところをどういうふうに進められていくのかということについては、プロセスはこちらの審議会であったり、広域漁業調整委員会というのがあるんですけれども、ぜひともそういった意味では透明性のあるプロセスというのをステークホルダー会合も含めて御検討いただければと思います。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 漁獲証明制度については、恐らくこれ例えばICCATでもう90年代からやっていますけれども、輸出した後の漁獲証明というのがメインじゃないかなと思うんですけれども、違いますか。国内の取引の話でしょうか。

○山内特別委員 ICATの場合は域内でも蓄養床に入れる場合には、ヨーロッパのスペイン

からイタリアに魚を移す場合には漁獲証明書があり、国内の場合にも獲ってところから出すところまで。

○資源管理推進室長 それで I C C A T、私も当時担当していましたが、90年代には日本がほとんど集中した漁獲国だったので、日本で輸入で違法性をチェックするというのは非常に機能したということで、これはそういうダイナミックな動きが念頭にあるんじゃないかと思います。

電子化については、今も非常にシンプルな仕組みですけれども、各漁協さんで例えば競りをしてクロマグロの数量を確定した後に、水産庁が指定したフォーマットで電子的な情報を出していただいております。それをあと自動的に集計するようなシステムがございます。そういうものを活用してこのような資料を作っているということがございます。

それから、透明性についても御指摘というのは非常に重要だと思っておりますので、クロマグロについてはこれまでにないぐらい各地で説明会もやりますし、こういう資料も用意して、これホームページに全て載せておりますけれども、なおかつマスコミにも提示するということをしておりますので、今後とも努力してまいります。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 このさっき説明にはなかったんですけども、10ページの19のスライドの一番下の2017年生まれ、今年生まれが比較的高い水準の可能性があるとというのは、この根拠って今のところ何かあるんですか。

○資源管理推進室長 根拠は、これ加入状況調査というのをずっとやっています、そのデータを定期的に水産庁のホームページで公表されている、そのデータでございます。

○嘉山委員 今年生まれの、西の方で結構。

○資源管理推進室長 最新のデータではそういうような傾向が出ていると。

○嘉山委員 わかりました。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 それは、親に加入するかかなり前の段階です。

○嘉山委員 まだ当歳魚ということでもいいんですね。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、ほかに御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長から説明いたします。

資料8でございます。

これは毎年報告させていただいております漁業構造改革総合対策事業、いわゆるもうかる漁業であったり、復興支援事業でやっておりましたががんばる漁業復興支援事業を試験操業でやるわけでございますけれども、その結果、漁獲能力が過剰にふえていないことを確認しながら本許可を出していくというプロセスでやっておりますので、その御報告でございます。

1 ページ目には大中型まき網漁業が目指すもの、隻数を縮減して漁獲能力を増やすことなくコストを削減して経営安定を図ると。そして、そういった取組をやっていくといことで、網船の大

型化とかで居住環境の改善、安全性の向上をやるけれども、従来は5隻で操業していたものを2隻で操業するというようなミニ船団なんかをやっているながら構造改革していくということでございまして、2ページ目には、事象事業をやった後に本許可にどう移行するかということが書いてございまして、そのアンダーラインでありますように、特定の海区での事象事業をほかの海区に適用するのではなくて、それぞれの操業海区ごとに取組の状況を踏まえて、当該海区ごとに一件一件本許可に確認しながら移していくということでございます。

基本的な方針が真ん中から下にございまして、試験操業の許可に係るものであって、試験操業の結果、漁獲量が増大しないということを確認したものを本許可にしていくという仕組みでございまして。

3ページ目から、今回御報告する3つの取組でございまして。3ページ目が第七新丸でございまして。これがんばる漁業復興支援事業でやったものでございまして、従来の80トン型の、80トン1隻、運搬船2隻の体制であったものを、それぞれ網船1隻、運搬船1隻の体制に変えるということでございまして、一番下の方に書いてございますように、同一海区で操業する他船団との比較をした場合に増えていないということが確認されましたということでございまして。

それから、次のページでございまして、これも頑張る漁業復興支援事業でやったものでございまして、従来の80トン1隻、運搬船、探索船、それぞれ1隻であった体制を網船1隻、運搬船1隻に変え、そしてそれを同一海区で操業した他船団と比較したところ、変わらないということが確認された。

それから、5ページ目でございましてけれども、これは東シナ海を就業場としている第三十一昭徳丸についてでございましてけれども、従来型船型が135トン型の網船1隻と運搬船2隻、探索船2隻、計5隻体制だったものを網船1隻、運搬船2隻、それから探索船1隻削減するという構成にし、単一海区で、同一海区で操業する他船団と比較したところ増えていないということが確認された。これはもうかる漁業の方でやった事業でございまして。

この3プロジェクトが試験操業から本許可に移していくということでございまして。

後ろの方が参考としまして、平成28年までに本分科会で報告してきた改革型漁船についてまとめて報告させていただいております。その後、7ページ目、8ページ目も漁業構造改革プロジェクトの進捗状況ということで、ほかの漁業、まき網だけでなくさまざまな漁業について、今までの進捗状況について入れさせていただいております。

以上、御報告でございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 大変いい取組だと思いました。

これIQなんかと一緒に抱き合わせでやるというのは今後の課題ですけれども、できればいいかなというふうに思いました。IQを入れればキャップが変わって収入が上限かかるわけですから、そうすると利益を上げるためにはコストを下げるしかないということで、そういう意味でこ

れだけでできるわけじゃないですけども、監視体制とか、それから漁場の変動にどう対応するかということも含めて考えなきゃいけないんですけども、一つの導入剤になればいいかなと思いました。これはコメントです。

○山川分科会長 御意見ということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかにも御発言がなければ次の報告事項に移りたいと思います。

4番目ですけども、指定養殖業の許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の中奥でございます。

指定養殖業の許可の状況について御報告をさせていただきます。

本年5月30日の第83回水産政策審議会資源管理分科会におきまして諮問・答申をいただきましたウナギの養殖業の公示につきまして、公示に基づく許可を行いましたので、その状況を御報告します。資料の9を御覧いただきたいと思います。

許可の有効期間は、本年11月1日から平成30年10月31日までの1年間ということになっております。

この表でございますけれども、上の表には許可申請をされました数量件数、そして許可した数量件数をお示ししました。まず表の左側でございますけれども、ニホンウナギについては、許可すべきシラスウナギの池入れ総量といたしまして、公示数量21トン700キログラムに対しまして、申請数量が22トン549.6キログラムございました。実績者が475件、新規の方が10件ございます。

これに対しまして、内水面漁業の振興に関する法律において準用する漁業法の規定に基づきまして、既存の許可を受けている実績者に優先して許可する数量、これをもちまして公示数量に達しましたため、許可数量は21トン、700キログラム、許可件数が実績者475件と、既養殖ウナギの許可を申請されました新規の5件ということになりまして、新規の5件は不許可ということになっております。

同じ表の右側の列でございますけれども、その他の種のウナギにつきましては、公示数量3トン500キログラムに対しまして、申請数量が3トン577.7キログラムありました。実績者79件及び新規3件でございます。

これについても同様に、既存の許可を受けております実績者に優先して許可する数量をもちまして公示数量に達しましたので、許可数量は3トン500キログラム、許可件数が実績者79件のみとなりました。新規の3件は不許可となっております。

また、下の表には主要な府県のウナギ養殖の許可件数及び池入割当量をお示ししております。指定養殖業の許可につきましては、養殖場ごとに許可を行っているため、同一の養殖場でニホンウナギとその他の種のウナギの両方を養殖する養殖場がございますので、全国の許可件数は520件ということになっております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明に関しまして御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 すみません、初めて聞くのでちょっとだけ質問させてください。その他のウナギの種の中に、枯渇が懸念されているような熱帯のウナギというのは入っているのでしょうか。

○内水面漁業振興室長 その他の種のウナギにつきましては、特定の種を指定しておりません、ニホンウナギ以外の種ということになっておりますけれども、ビカーラ種も入っております。

○田中委員 ちょっとその辺は心配という気がしますけれども。これは今後の課題で。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

水産改革の検討の方向性について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 一応最後の説明のはずですので、ちょっとだけ我慢して聞いてください。

午前中、企画部会で説明聞かれた方は2回目ということになりますけれども、まず、本日資料番号はつけていなくて大変恐縮なんですけれども、1枚紙の資料を御覧いただけますでしょうか。一番上に水産基本計画2017年4月28日閣議決定と書いたやつが入っているかと思います。

今年の4月28日に閣議決定しました水産基本計画におきまして、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行うということになってございます。

その後、未来投資戦略とか経済財政運営と改革の基本方針、規制改革、実施計画におきまして同様の内容が規定されておると。規制改革、実施計画の中で実施時期というのがございますが、平成29年検討開始、平成30年結論、結論を得次第速やかに措置ということで、所管府省は農林水産省ということになってございます。

実際に規制改革推進会議の中に水産ワーキング・グループというのが設けられまして、今年の9月20日からヒアリングが開始されました。9月20日には水産庁の長官の方から我が国水産業の現状と課題について説明をするとともに、その後、第2回以降は、全漁連さんなり水産研究・教育機構からもヒアリング、あと、沿岸の漁業者だったり、沖合遠洋漁業者、流通関係者からヒアリングが行われているという状況でございます。

第7回の11月に会議が24日にございまして、そこで資料10と書いてある資料を水産庁の方から現在の検討状況を説明してほしいということでしたので説明してございます。資料10を御覧ください。

その中身でございまして3つに分かれてございます。1番が漁業の成長産業化に向けた水産資源管理、2番が水産物の流通構造、3番が漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備ということでございます。これは、項目立ては、第1回目の水産ワーキング・グループがございましたときに先方から示された主な審議事項というのが3点ございまして、それにあわせた形で説明する方がお互いわかりやすいだろうということで、それに合わせたというものでございます。

この中身でございましてけれども、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形で有効に活用するということが、将来にわたって漁業、漁村が健全に発展して、国民に対して、また輸出も視野に

入れながら水産物の安定的な供給が確保されるようにしていくことが重要だということをごさ
いまして、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バラ
ンスのとれた漁業就労構造を確立することを目指してということで、以下の方向性に即して引き
続き検討を進めるということで説明をしたということをごさいます。

まず1番目でございますが、1つ目の丸でございますように、漁業の基礎は水産資源でありま
して、資源を維持・回復し、適切に管理することが必須であるということをごさいます。

2つ目の丸になります。このため、資源管理につきましては、国際的にみて遜色のない科学
的・効果的な評価方法及び管理方法とすると。具体的には、1つ目の黒いポツになります。資源
調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する、その成果を活用して、我が国周辺水域
の適切な資源管理のための関係国との協議を進めるということをごさいます。我が国の漁業につ
きましては、周辺諸国と共通に利用している魚種も多うございませし、外国漁船の活動が非常に
活発化しているという状況を踏まえますと、しっかりと関係国と協調しながら、国際会議を主導
して資源管理を進めていくというためにも、その資源評価が必要だというふうにごさいます。

また、その資源管理の手法につきましては、主要資源につきましてはアウトプット・コントロ
ールですね、漁獲量管理、数量管理を基本にいたしましてインプット・コントロール、テクニカ
ル・コントロールを組み合わせる資源管理を実施すると。さらに、アウトプット・コントロール
につきましては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用しようということをごさ
います。

その際は、これまでに行ってきた自主的な規制の取組も評価をして、それで効果的に組み
合わせていくということで、効果的な資源管理を実施できるように進めたいというふうにごさ
います。

栽培漁業でございますけれども、これは資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する
ということをごさいます。現在は、漁業者ですとか漁業者団体が都道府県とかの支援を受けて実
施しているということをごさいます。これまでの効果というものを検証した上でより効果的な
ものとなるように検討していくということをごさいます。

2番が水産物の流通構造でございます。我が国の漁業の成長産業化を図るというためには、世
界の水産物需要が高まる中で、当然輸出も視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通
構造の確立が必要だろうと。

そういった観点からいたしますと、品質・衛生管理の強化とか、新しい技術を活用するとか、
トレーサビリティの充実みたいなものも進めていく必要があるだろうということをごさ
います。

さらに3番でございますが、1つ目の丸が遠洋・沖合漁業の部分でございます。1番で申し上
げました適切な資源管理というものを大前提といたしまして、これまでは漁船の隻数とかトン数
だけで管理をしておりましたけれども、漁獲量を実際に獲る量をコントロールするということ
を導入していきますので、そういった意味では必要なくなる部分がもしあるとすればそれを見直し

て、国際競争力の強化に繋がる許可制度にしていくということを考えているということでございます。

2つ目のポツの方に内容的に移りますけれども、数量管理を実効担保するという観点からも、許可を受けた者の資源管理の状況・生産データの状況の報告をちゃんと義務づけをすると。さらに、漁業許可につきましても資源管理を適切に行っていると、生産性の高い者の方の更新を前提といたしますけれども、一方で新規参入については進みやすい仕組みというものを検討していこうということでございます。

真ん中の養殖・沿岸漁業でございます。我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするということで、特に養殖につきましても国際競争力に繋がる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討するということでございます。

都道府県の漁場計画の策定プロセスにつきましても、地域なり、既に免許を受けているような方はよく御存じだと思えるのですが、実際に新しく地域外だったり、今まで漁業をやったことがない方が参入したいという場合にはなかなか明確でないといえますか、わかりにくい部分があるということでございますので、そういった意味で参入希望者を始め、関係者の意見を幅広く聴取するなど、透明性を確保するというようなことでよりオープンな形にしていくことを考えてございます。

また、透明化の観点ということもございますけれども、漁業権の2つ目のポツですね、利用状況、資源管理の状況、生産データの報告等、漁業権で免許を受けた者が果たすべき責務というのは明確にして、そういったことで沿岸水域の活用を促すということを検討してございます。

3番目のポツになります。水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域については新規参入が進みやすい仕組みを検討するということで、水域を適切かつ有効に活用していくためには、免許を受けている者が安心して継続的、計画的に漁業に取り組めることを確保することが重要であろうと。一方で、有効活用されていない水域というものがあれば新規参入が進むというような仕組みが必要ということと考えてございます。

最後のポツになります。沿岸漁場の管理につきましては、実際に沿岸漁場環境に関しまして、漁協さんでは例えば藻場・干潟の保全とか密漁監視とか、赤潮のモニタリングみたいなことで事業として実施されているものがあるということもございますので、都道府県の沿岸漁場の管理というものを責務とした上で、そういった実際に今やれているようなものを中心に都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとしまして、その際のルールみたいなものを明確化するということにはどうかということを考えていきたいということでございます。

最後に漁協の部分でございます。農協の改革の方と比較されることが多うございますけれども、実際に例えば経済事業の部分におきましては、例えば産地市場の取り扱い手数料が割と事業の中心になっているとか、あと、組合資格が漁業関係者のみであると、中央会組織がないという、実態としてはかなり違う部分もございます。

そういった意味で、同じにはできないわけですが、今申し上げましたような水産政策の

改革の方向性に合った形で漁協の役割が適切に発揮されるよう見直しを検討したいというふうに考えております。

こういったことで、実際に現場において実効ある資源管理が行われて、漁業の成長産業化が進むように引き続き検討してまいりたいと考えております。

あと、実際に規制改革の実施計画の検討のスケジュール感と申しますか、それは規制改革推進会議の方では6月をめどに毎年取りまとめをされているので、来年以降引き続き、我々のほうそういったことでヒアリングとか資料を検討するのか、作業を進めていって水産基本計画に乗った形で作業を順次進めていくというふうに考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

まず、資料番号のない方を拝見しますと、全ての項目において数量管理を進めなさいというか、進めようという話がずっと出てきています。一方、資料10の方の1の2つ目の丸をちゃんと読みますと、アウトプット・コントロールを基本にインプット・コントロール、テクニカル・コントロール組み合わせるとありますので、そんなに早急に全部アウトプット・コントロールすることはもちろん考えていらっしゃらないとは思いますが、確かに数量管理というのは漁業をやっていない人から見たらわかりやすいんですね。さっきのクロマグロでもこれだけの上限なのにこんなにたくさん超えてしまったというのはすごくわかりやすいんですけども、じゃ、漁業者の方がそれを守るのが守りやすいかという点とまたそれは別の問題だというふうに認識しています。

ですので、外から見たら数量管理にしたらちゃんと漁業、資源の管理がうまくいくというふうに言われがちなんですけれども、そこは一つ一つのここに書いてあるから私が言うまでもございませぬけれども、漁業の実態を踏まえつつということをお願ひしたいということと、もう一つは、I Qを入れるということは漁業者の経営に、もし政府がI Qを入れるならば、漁業者の経営に政府が直接的にかかわるということの意味するので、さっきのマグロではありませんけれども、責任がやはり政府にかかってくるわけですね。経営が悪くなったときにどうするんだという話、そこもやはり十分に考えないとTACがとれなくなって、I Qも減って所得がなくなった、さあ、どうするんだということは起こり得ます。海外では起こっていますし、その辺ちょっとコメントとして述べさせていただきます。ありがとうございます。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

では、山下委員。

○山下特別委員 石川県の山下です。

一番先の点々の2番目ですけれども、関係国との協議を進めるということでしたが、北朝鮮の違法操業のことですけれども、何とか協議して進めてほしいと。それと、きのう転覆した船、珠

洲に揚がったんですよね。それで私、見に行きました。それで寝るところないんですよね。どうして寝とるのかなと思って感心していました。何であんなに出てくるのかなと、違法操業でも危ないですよね、本当は。それを何とかしてほしいです。

それと、きょう3時半にミサイルを上げましたよね、北朝鮮が。それで、そのミサイルの落ちたところに私ら操業しておるんですよね。それで、第五成雄丸が4時頃見ましたと連絡あったんです。やはり何とか安全に操業したいので、それと家族もいますし、危なくて操業できないというようなことで何とかお願いしたいと思います。

○山川分科会長 何かコメントございますでしょうか。御意見いただきましたけれども。

藤田企画課長、よろしくお願いします。

○企画課長 6月まで管理課長やっておりましたので、私の方で御説明というか。

非常にいろいろな意味で漁業者の皆様方が不安に感じておられるということは、我々の方もよく認識しております。水産庁だけで全て対応できるというわけではございませんけれども、関係省庁と連携いたしまして、できる限り皆様方の不安が払拭できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

個別の話では、関係団体の方にも御説明をさせていただいていると思いますけれども、北朝鮮の漁船の違法操業の問題につきましては海上保安庁と連携して、できるだけ日本のEEZ内から追い出すということで努力をさせていただいております。

引き続き努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 北朝鮮のミサイルのことなんですけれども、今回も弾道ミサイルで核はついていなかったんですけれども、もし核がついていた場合に、洋上であっても放射能が出てしまって、その後に風評被害等出ると思うんですね。海域によってはもっと近くてどうにもならない、漁獲もできなくなる可能性もありますし、そのときに対しての水産庁の今後の対応をいろいろと考えておいたほうが良いと思うので、今後検討していただければと思います。

○山川分科会長 御意見として承ったということで、よろしくお願いいたします。

ほかに、田中委員。

○田中委員 もう時間なので簡単に、水産これ拡大しようと思っても国内のマーケットは大きくなりそうにないですよね。年をとっても昔のように魚に戻ることがなくなってしまって肉を食べているわけですから、そうすると海外に物を売るしかなくて、海外でマグロは世界中で消費されていますけれども、あとタラとかサケとか世界中で消費されているものを世界に売れるようになったらいいなということで、そういう方策をぜひ御検討いただきたいというお願いでございます。

○山川分科会長 これも御意見として承ったということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんようですので、その他に移りたいと思います。その他ですけれども、

何かございますでしょうか。

特にないようであれば。

じゃ、山口次長、よろしく願いいたします。

○水産庁次長 本日は、資源管理分科会、長時間にわたりまして慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。

意見もたくさんいただきまして、我々これからの政策の方に反映させていきたいというふうに考えております。

特に、今日聞いておりまして印象的だったのは、資源管理の手法なりが今までと大分段階が変わってきたということだと思っております。数量管理のことをコメントされた方もいらっしゃいましたけれども、数量管理について、やはり水産庁としても避けることはできないというふうに思っております。漁業実態を踏まえながら現場の皆さんがやれることをというのはまさしくおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、その中でも国際的な問題がいろいろ出ております。WCPFCやNPFCとかこういったところでの日本の主張を通すためにも、やはり資源管理に対して日本も一生懸命取り組んでいるといことを示していかなきゃいけないかというふうに思っております。

最後に御説明いたしましたこの改革の今後の方向性の問題も、資源管理についてはそういった観点を踏まえながら、かつ、いろいろ細かい運用の話、漁獲報告のあり方とか、外国に比べて日本がどうだということについても、我々もいろいろとこれからも分析しながらなるべく漁業者や行政の皆さんに負担のない形で、かつ正確なものが報告できるようにするとか、また、漁獲の技術につきましてもクロマグロの定置網の問題とかありますけれども、なるべくそういった混獲等が防げるようなことも考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

いろいろこれから課題が多岐にわたりますけれども、来年に向けて一定の結論を得るというふうなことになっておりますので、また検討させていただきたいと思えます。引き続き皆様方の御協力、御指導をよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、次回の会合の日程につきまして、事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

大変恐縮ですが、来月12月12日火曜日、午後1時半からコープビル6階第3会議室において次の資源管理分科会を開催させていただきたいと思えます。間隔短くて大変恐縮ですが、ぜひ御出席いただけるよう、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。